

# 物価高騰生活支援給付金 (3万円/1世帯)のご案内

## 受給には手続きが必要です

- 物価高騰生活支援給付金 **(1世帯あたり3万円)** は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月以降に収入が減少し、家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

### 給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から約**3週間後**が目安です。

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和5年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和5年1月以降の収入が  
減少し **「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

該当の方へは桑名市から  
確認書等の関係書類を送付します。

**提出期限：令和5年9月29日(金)**

詳しくは裏面「I」へ

**申請が必要です**



**申請期限：令和5年9月29日(金)**

裏面の内容に該当すると思われる世帯の方は、  
生活支援給付金窓口までお問い合わせください。  
(☎050-1750-2668)

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和5年度住民税（市県民税）均等割が非課税の世帯

### 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、確認書などの関係書類が入った封筒が届きます。
- 封筒が届いたら、同封の確認書へ記入し、必要書類を添付して同封の返信用封筒にて返送してください。

#### 【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



### 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にお住まいの市区町村の窓口に、直接または郵送でご提出ください。



## II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税（市県民税）非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が住民税（市県民税）均等割非課税水準以下であることを指します。  
（適用される限度額は、下記の生活支援給付金窓口までお問い合わせください。）（一例）住民税（市県民税）非課税となる年間給与収入の目安（桑名市の場合） 単身の場合：96万5千円以下、母、子（1人）の場合：146万9千円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 上記の内容に該当すると思われる世帯の方は、申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに直接または郵送でご提出ください。

**!** 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

### お問い合わせ

桑名市役所（4階） 生活支援給付金 窓口

**TEL 050-1750-2668 FAX 0594-24-1351**

受付時間 平日 9:00～17:00

〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地